

福島復興再生基本方針（抜粋）

令和 7 年 12 月 16 日改定

力 除去土壤等の県外最終処分の実現に向けた取組等

福島県内の除去土壤等を安全かつ集中的に管理・保管する中間貯蔵施設については、必要な施設の整備・運営を、国が責任を持って行うとともに、特定復興再生拠点区域や特定帰還居住区域等で発生した除去土壤等の中間貯蔵施設への搬入を、地域の理解を得ながら安全かつ確実に実施する。

さらに、福島県内の除去土壤等の県外最終処分については、地元の苦渋の判断により中間貯蔵施設が受け入れられたという経緯も踏まえ、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成 15 年法律第 44 号）上「中間貯蔵開始後 30 年²⁷以内に福島県外での最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」旨が定められており、国として責任を持って取り組んでいく。

最終処分量を低減するため、国民の理解の下、政府一体となって除去土壤等の減容・再生利用等を進めることが重要であることから、令和 6 年 12 月に「福島県内除去土壤等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議」を設置した。この閣僚会議において策定した基本方針とロードマップに沿って、復興再生利用の推進や県外最終処分に係る検討を行うとともに、これらの取組の安全性等について、分かりやすい情報発信を行うなど、全国に向けた理解醸成活動を推進する。復興再生利用の推進については、国民の幅広い理解醸成を図るという観点から、政府が率先して取り組むこととしており、内閣総理大臣官邸及び霞が関の中央官庁での利用に続き、各地にある各府省庁の分庁舎、地方支分部局、所管法人等の庁舎等での復興再生利用を検討し、事例を創出する。また、令和 7 年 9 月に設置した有識者会議の下、除去土壤等の減容や県外最終処分等に向けた検討を行うことで、おおむね 2035 年を目途に最終処分場の仕様の具体化、候補地の選定等を行い、その後、用地取得、建設、運搬等、2045 年 3 月までの県外最終処分の実現に向けた取組を着実に進める。

²⁷ 中間貯蔵開始は、平成 27（2015）年 3 月。